

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和8年5月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ 水道・下水道

	要望者区分	市民		
要望日	令和8年4月18日（土曜日）2件 令和8年4月19日（日曜日）1件 令和8年4月21日（火曜日）1件 令和8年4月27日（月曜日）1件 令和8年5月1日（金曜日）2件 令和8年5月6日（水曜日）2件 令和8年5月7日（木曜日）1件 計10件		回答日	令和8年5月14日（木曜日）
標 題	要望等記録制度で扱って下さい1			
要望等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水道局委託先が、法的義務（障害者差別解消法に基づく障がいのある人への合理的配慮の提供）を果たす努力をせずに、対話を拒絶し、不当な雇止めを行うなどを行っている。 ・法律の精神（障害者差別解消法等）を守らない水道局委託先に公金（委託料）を支払うことは不適切である。 ・大阪市水道局においては、水道局委託先の不法行為を看過することなく、行政委託元としての監督責任を果たし、誠実な対応を求める。 ・水道局委託先による合理的配慮の否定と対話拒絶に対する、行政としての調査結果を開示してほしい。 ・無謬性（むびゅうせい）を貫く形式的な雇用をする企業を行政委託先に選ばないでほしい。 ・水道局委託先の選定基準に、実質的な合理的配慮の実施状況を含めてほしい。 ・委託業務の履行を、現行の水道局委託先にさせず、市職員が対応するか、安全が保障される別の方策を講じてほしい。 ・本要望等については、要望等記録制度に基づいて記録し対応してほしい。 			
対応方針の概要	<p>要望等に対する回答書を作成し、令和8年5月14日に送付しましたが、受取拒否する旨を記載したメモが貼付されて、令和8年5月20日に返戻されました。</p>			
担当部署	水道局 総務部	お客さまサービス課	電話	06-6616-5473